

中小企業共同型 ものづくり支援事業 (シェアリング事業)

—生産性・競争力向上を図るため、IoT 技術等を駆使して、ものづくり中小企業同士の情報・工作機械等の共有化を実践またはサポートする取組を応援します—

平成30年度
応募要領

公益財団法人京都産業21
京都府

目次

1 趣 旨	2
2 事業内容	3
＜応募資格に関する留意事項＞	4
3 応募手続	5
(1) 応募様式・添付書類	5
(2) 応募受付期間	6
(3) 相談窓口・提出先	6
4 評価方法	7
5 採択等	7
中小企業共同型ものづくり支援事業 F A Q	9

1 趣 旨

今、21世紀の産業革命とも言われる「インダストリー4.0」の大きなうねりが、ドイツ、アメリカ、中国をはじめ全地球的なスケールで加速しています。クラウドコンピューティングと人工知能を駆使したサイバー・フィジカル・システムの技術により、生産現場の情報を通信装置を介してサイバー上に蓄積し、高精度のシミュレーションにより設計、生産計画、部品調達、製造、物流に至るサプライチェーン全体を最適化する「生産プロセスのスマート化」が現実のものとなりつつあります。これにより、消費者と生産現場を含め、あらゆるものがインターネットにつながるIoT時代においては、需要に応じた供給の最適化、サービス提供のリアルタイム化のほか、ユーザーごとの好みにカスタマイズした一品ものの製品を既製品と変わらないスピード・価格で供給するマスカスタマイゼーション（個別大量生産）も実現可能となるなど、世界のビジネスが根本的に変わりつつあります。

一方で、京都は国内トップクラスの高齢社会となっており、既に人口減少時代に突入しています。生産年齢人口の減少に伴う人手不足が構造化し、製造業を中心にあらゆる業種でその影響は深刻化しており、私たちの暮らしや産業、社会を成り立たせるために「生産性の向上」は、喫緊の、避けては通れない大きな課題として突きつけられています。

こうした状況に対し、これまでから製造コストの削減、納期の短縮、品質の向上などの弛まぬ努力を重ねてきた府内ものづくり中小企業が、更なる生産性向上、競争力向上を遂げていくためには、中小企業同士がつながることで、より小さい投資負担で、全体の生産プロセス改善と付加価値向上を実現していくことが極めて有効な解決策の一つと考えます。

そこで、本補助制度では、I o T技術を駆使して、受注・設計・生産進捗管理等の状況などの「情報の共有化」、共有機械の設置や遊休機械の利活用などの「工作機械の共有化」、またはその組み合わせ等により中小企業同士の連携・一体化を促進し、その生産性・競争力アップ等を実現する取組を応援します。（京都府の補助を受けて実施するものです。）

<想定内容例>

- 中小企業同士で共同受注した製品の設計データ、各社の工作機械の稼働状況等を、センサーやネットワークを介してリアルタイムで共有するシステムを整備し、同時分散加工による短納期化等を実現
 - 中小企業同士で共同利用する高性能な自動工作機と、各社がセンサーやネットワークを介して遠隔操作、稼働状況のリアルタイム監視等を行えるシステムを整備し、低い投資コストで付加価値の高い生産を実現
- （以上は、あくまでも例であり、幅広い提案をお待ちしております。）

2 事業内容

対象事業	<u>次のいずれかのものが対象です。</u> (1) シェアリング事業 I o T 技術を活用して、受注・設計・生産進捗管理等の状況などの「情報の共有化」、共有機械の設置や遊休機械の利活用などの「工作機械の共有化」、またはその組み合わせ等によりものづくり中小企業同士の連携・一体化を実践し、その生産性・競争力アップ等を実現する取組 共有化に関するルール検討・策定、中小企業同士その他のネットワークシステム等の整備、機械等へのセンサ等の設置、自動化に向けた工作機械の導入、講習会の開催などの人材育成、情報セキュリティ対策 等 (2) シェアリング・サポート事業 シェアリング事業をサポートする機器、システム、サービス等を開発し、実証実験等を経て完成させる取組 シェアリング・サポート機器・システムの開発、ものづくり中小企業同士の現場での実証実験、パッケージ販売・導入に向けた広報・販促活動 等
応募資格	<u>次のいずれかのものが対象です。</u> (1) 京都府内に本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する拠点（※1）を有する2社以上の企業（個人、会社）等で構成する企業グループ ・府内に本社及び拠点を置く中小企業（※2）1社以上の参画が必須です。 ・グループの代表となる企業は、府内に本社及び拠点を置く中小企業とします。 ・補助金交付対象企業は、府内に拠点を有する企業とします。（※3） (2) 府内に本社及び拠点を有する組合（※4） (3) 府内に本社及び拠点を有する中小企業
対象期間	原則として補助金交付決定日から12ヶ月間 対象期間は交付要領第8条の定めによる。なお、同条で定めるただし書きの交付決定日前に事前着手することができる場合の事例は次のとおり。 （例）交付決定日以降に開催される展示会に係る申し込み・支払いを、交付決定日以前に実施している場合 ※ただし、事前着手日から交付決定日までの間は「直接人件費」は補助対象外となりますので、御注意ください。
補助率	提案事業の実施に必要な補助対象経費の 1/2 以内（ソフト・ハード）
支援規模	(1) 企業グループ 5,000 万円以内（うち1企業あたりは3,000 万円以内） (2) 組合 5,000 万円以内 (3) 中小企業 3,000 万円以内
採択予定	6～7 件程度
評価基準	概ね次の基準に基づき総合的に評価します。 (i) 先進性及び地域への波及効果 ・事業計画の先進性の程度 ・取組への参画企業数など他の中小企業、地域への波及効果の程度 (ii) 持続性 ・ものづくり企業の生産性・競争力の向上に寄与する程度 ・費用対効果、事業実施体制・資力など事業計画の継続性・妥当性の程度 (iii) 具体性

	・事業計画の具体性の程度 ・事業計画実現に向けた課題把握・認識の程度
	※評価にあたっては、京都府中小企業応援条例に基づく研究開発等事業計画・中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画・京都府ヘルスケア関連事業計画において、認定・承認を受けた事業計画で提案される場合は審査時に考慮します。併せて、京都府中小企業「知恵の経営」実践モデル企業の認証を受けた企業は審査時に考慮します（いずれも認定・承認・認証の有効期間内である場合のみ）。

※1 会社の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本、個人の場合は確定申告書の控又は開業届の控（決算期を一期も迎えていない開業した方）により、京都府内に事業活動を遂行する拠点の所在が確認できることが要件です。

※2 交付要領第2条に定める者

※3 親会社・子会社の関係にある企業については、いずれか1社のみを補助金交付対象とします。子会社とは、議決権のある株式の50%超を、他の会社（親会社）に保有されている会社を指します。たとえ50%以下であっても、営業方針の決定権、役員の派遣状況、資金面等から「実質的に支配」されていると判断される場合には「子会社」になります。また、代表企業と構成企業の関係が子会社・子会社の場合も、どちらか一方のみが補助金交付対象となります。

※4 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、その他の法律により設立された組合及びその連合会、有限責任事業組合をいいます。

補助対象は、組合事業のうち、営利目的で実施する事業に限ります。

なお、社団法人（公益・一般）、財団法人（公益・一般）、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等は対象となりません。

※5 次のいずれかに該当する者については、大企業と扱わないものとします。

○中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

○投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

<応募資格に関する留意事項>

ア 企業グループに関する留意事項

グループの中からプロジェクトリーダーを1名選んでください。

プロジェクトリーダーは、グループ全体のマネジメント並びに事業計画の策定、事業の実施及び成果の管理の総括を行う、本事業に関するグループの責任者です。

なお、必ずしも「グループの代表企業」となる中小企業に所属する方である必要はありません。

イ その他の留意事項

以下に該当する者は応募資格がありません。

① 不正経理・受給及び税の滞納等がある場合	国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法人税等の滞納がある場合は原則応募資格がありません。
-----------------------	--

② その他	次のいずれかに該当するときは対象となりません。 ア 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業を営むと認められるとき。(一部例外を除く) イ 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。 ウ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。 エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 キ 本社又は事業所の府外移転を行う(検討開始を含む。)ことが明確なとき。
-------	---

3 応募手続

(1) 応募様式・添付書類

ア 本応募要領、様式等については、(公財)京都産業21ホームページからダウンロードしてください。

URL : <https://www.ki21.jp/josei/sharing/h30/oubo.html>

イ 提出するのは、各書類2部(1部は写し)、CD-R等1枚(応募様式の内容がWord、Excel形式で全て記録されたもの)とします。

提案書は、A4判、片面印刷で提出してください。記入は内容の正確を期すため、Word、Excelを使用し、判読し易く作成し、日本語で作成してください。

ウ 提出された書類は評価、採択、管理等の本事業に必要となる一連の業務遂行のためにのみ利用し、企業の秘密は保持します。なお、提出された書類等の返却はいたしません。

エ 提出された書類に不備がある場合又は受領後の精査の結果、応募資格がないことが判明した場合には、評価対象とならないことがありますので、ご注意ください。

<提出書類>

	正副あわせて提出	グループ		組合・ 中小企業
			構成企業	
作成書類 (●原本・押印)	① チェックシート(様式第1号)	☐		☐
	② 提案書(様式第2号)(●)	☐		☐
	③ 企業概要、決算状況(様式第3号)		☐	☐
	④ 事業費総括表(様式第4号)	☐		☐
	⑤ CD-R等(※)	☐		☐
添付資料 (★原本)	⑥ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書。発行後3ヶ月以内)(★)		☐	☐
	⑦ 開業届控えの写し(決算期を一期も迎えていない開業した方(個人)のみ必要。開業予定者は、住民票(発行後3ヶ月以内のもの)、開業後は速やかに提出)		○	○
	⑧ 納税証明書(府税に滞納が無いことの証明書。発行後3ヶ月以内のもの)(補助金交付を希望する企業のみ)		○	☐

	(★)			
	⑨ 直近1期分の決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書)の写し、又は 直近1期分の確定申告書の写し ・白色申告の場合:確定申告書(第一表、第二表)、収支内訳書 ・青色申告の場合:確定申告書(第一表、第二表)、青色申告決算書 (補助金交付を希望する企業のみ)		○	□
	⑩ 株主一覧が記載されている書類(出資者、出資額の一覧が記載されているもの)		□	□
	⑪ 各認定書の写し(P4評価基準※に該当するもの。有効期間内のもの)	□	□	□

※⑤CD-R等には、①～④の全てが記録されたもの。Word、Excel形式で保存

(2) 応募受付期間

ア 応募受付期間は次のとおりです。

平成30年4月27日(金)～7月4日(水)午後5時必着

→採択決定:9月頃(予定)

(注) (1)様式及び添付書類は、グループに参画する企業毎に提出していただいても構いません。ただし、1社でも提出が遅れた場合は、受付期間内に提出がなかったものとして扱いますので注意願います。

イ 今年度実施する「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」、「企業の森・産学の森」推進事業と、同種のテーマで併願はできません。他の制度において併願が認められている場合にあっては、併願応募は可能ですが、他の補助金、助成金等の交付を受けている費用について、併用適用はできませんので、御注意ください。

(3) 相談窓口・提出先

相談窓口	京都府商工労働観光部 ものづくり振興課	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る 電話 075-414-5103、075-414-4852
	京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室	電話 0774-21-2103 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6
	京都府南丹広域振興局農林商工部商工労働観光室	電話 0771-23-4438 〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1
	京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室	電話 0773-62-2506 〒625-0036 舞鶴市字浜2020
	京都府丹後広域振興局農林商工部商工労働観光室	電話 0772-62-4304 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855
	最寄りの商工会・商工会議所、京都府商工会連合会、京都府中小企業団体中央会	

相談窓口・提出先	(公財)京都産業21 イノベーション推進部 産学公住連携グループ 電話 075-315-9425 e-mail : sangaku@ki21.jp 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター	郵送又は持参
	(公財)京都産業21 けいはんな支所 電話 0774-95-2220 〒619-0304 木津川市木津川台 9 丁目 6 番地、相楽郡精華町精華台 7 丁目 5 番地 1 けいはんなオープンイノベーションセンター (KICK) 事務局内	持参のみ
	(公財)京都産業21 北部支援センター 電話 0772-69-3675 〒627-0004 京丹後市峰山町荒山 225	

4 評価方法

- (1) 書面評価（1次）及びプレゼンテーション評価（2次）を行います。
- (2) 評価は、外部有識者等で構成される意見聴取会で行います。意見聴取会是非公開のため、評価経過や結果に関するお問い合わせには応じられません。また、必要に応じて(公財)京都産業21又は京都府関係者等が現地調査やヒアリング等を実施することがあります。その際、追加資料の提出を求めることがあります。

5 採択等

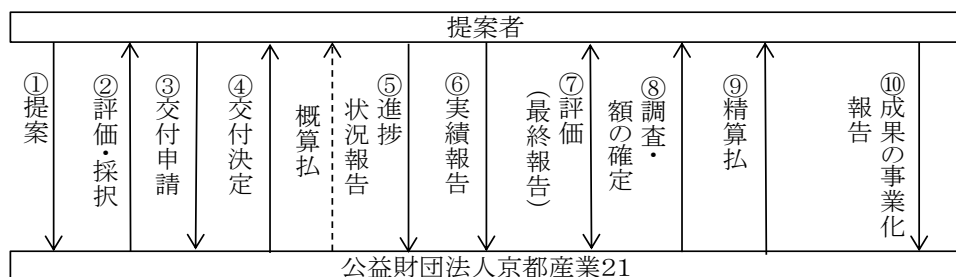
- (1) 採否の結果については、(公財)京都産業21から企業グループの代表企業へ通知します。
- (2) 採択された企業グループに参画する補助金交付対象企業、採択された組合・中小企業からの補助金交付申請に基づき、補助金を交付決定します。

なお、事業採択及び補助金交付決定により必ずしも資金支援額が確定するものではありませんので御注意願います。

(3) その他留意事項

ア 採択案件については、公表の可否及び公表内容について、事前に提案者と調整・了承を得た上で、(公財)京都産業21のウェブサイトで公表するとともに、プレス発表など必要に応じて提案内容等を報道機関等へ紹介する場合があります。

イ 提案者（補助事業者）の①提案から⑩フォローアップ報告までのフローは下記のとおりです。



中小企業・共同型ものづくり支援事業 F A Q

1 応募資格関連

	質 問	回 答
1	企業組合の構成事業所ですが、申請できますか。	企業組合の構成事業所は、一事業者と認めております。決算書は企業組合から構成事業所の内訳をもらってください。
2	府内に複数の支社がありますが、支社ごとに応募できますか。	申請は、事業者（企業）単位になります。 府内に複数の支社を有する場合は、事業者（企業）全体で一応募としてください。
3	大阪が本社で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するのですが、応募できますか。	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば応募可能です。
4	本社が京都府内にあるが、本事業の研究開発や設備を導入する拠点（研究施設や工場）が京都府外の場合でも応募できますか。	事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、応募できません。
5	これから起業する個人又は法人が、グループの構成企業として、又は単独で提案可能か。	提案時には住民票の写を提出いただき、開業後に開業届控の写しを、法人設立後に履歴事項全部証明書を提出してください。 （※P5「応募手続」参照のこと） なお、この場合、交付決定は個人開業等の確認（証明書類を添付して提出）以降とし、確認日以降の支出のみを補助対象とします。 また、本条件を満たさない場合は、グループ事業全体の評価にも影響しますので、確度の高い計画であることが必要です（提案書中に、設立予定時期等を記載願います。）。
6	個人事業主ですが、補助対象期間中に法人成りしても、補助事業は継続できますか。	変更届を提出することで、補助事業を継続することができます。

2 他の補助金との相違等関連

	質 問	回 答
1	「企業の森・産学の森」推進事業との制度上の主な違いは。	単なる企業のグループ活動の域を超え、中小企業同士の生産の連携・一体化の実現を目的としている先進的な取組を求めている、 ・評価基準 ・補助率（量産設備等も含めて一律1／2） などの点が異なります。
2	同一の企業が異なる事業計画で別々の企業グループを構成した場合、各々応募は可能か。	両者の経費に重複のないよう、明確に区分できる場合は、応募可能です。

3	いずれも府内本社中小企業で、A社、B社、B社の子会社であるC社のグループで応募した場合、補助金交付はどうなるか。	補助金交付先はA社と、B社又はC社のいずれか1社になります。 ※上記における「子会社」とは、資本関係や役員構成などにより、実質的にC社の意思決定をB社が左右していると認められる場合を指します。
---	--	---

3 対象経費関連

	質 問	回 答
1	外貨で支払った場合、証拠書類は何か必要か。	領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。

※その他ご不明な点があれば、提出先にご相談ください。

貴社の羅針盤になる知恵を見つけ、さらなる成長へ！

強みの発見から！

「知恵の経営」実践モデル企業認証制度

多くの企業には、強みの源泉となる「知恵」があります。

こだわりの経営方針や、技術を構築する人づくり、経験の蓄積から生まれたノウハウ、顧客との強いつながりなどです。

京都府では、中小企業の皆様が、自社の知恵を新たな視点で見つめ、報告書にまとめる中で、知恵を使って課題を克服し、経営を発展させるための支援を行っています。

◆「知恵の経営」報告書の活用例

経営課題の把握	事業承継	経営ビジョンの共有
「知恵の経営」報告書を作成する過程で、自社の「強み」や「弱み」が体系化されることから、今後の収益向上のための経営課題の抽出・把握に活用いただけます。	創業時の思いや、事業を継続する中で積み重ねてきた顧客・取引先との関係性など、後継者への円滑な事業承継のために必要なことを伝えるツールとしてお使いいただけます。	報告書を従業員に開示し、経営者と従業員の両者が経営ビジョンを共有することで、企画立案から意思決定に至るまで一貫性を持った事業体制の構築にお役立ていただけます。

◆認証のポイント

①知恵の評価	保有する「強み」（知恵）の特異性・優位性・成長性
②知恵の把握と活用	「強み」（知恵）を活かした経営戦略の実現性、市場における適合性
③知恵の開示	「強み」（知恵）の説明可能性と成長発展戦略の具体性

◆認証による優遇措置

○資金支援 文化産業振興資金

・独自の技術等を活かして成長発展する資金を低利・固定で融資し、積極的な事業展開を支援する制度

○広報支援

・京都府等のHPで貴社を紹介
・その他、様々なツールでPRします

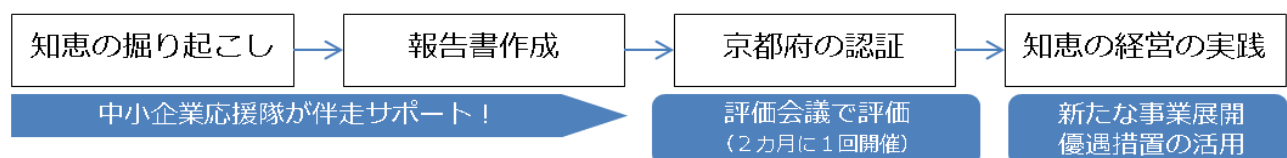
○情報提供

・メルマガ等での支援情報のリアルタイム提供

○販路開拓 チャレンジ・バイ

・認定製品を京都府庁が入札なしに購入可能（※購入を約束するものではありません）
・病院、社会福祉施設等の購入助成制度、京都府庁での率先購入による支援（平成27年度新規）

◆制度活用の流れ



リメイクのススメ 知恵の経営報告書の有効期間は2年です。2年経過後はぜひリメイクを！

- 内容：当初版で発掘した「知恵」の活用方法を見直す、新たな「知恵」の発掘から取り組む、等（手続は当初同様）
- リメイクの例
 - 【A社】当初版：社長の経営戦略づくり⇒リメイク版：後継社長と従業員で作成、円滑な事業承継と社内統制
 - 【B社】当初版：社内マネジメント⇒リメイク版：社外コミュニケーションツールとして新規顧客開拓

お問い合わせ・ご相談は、お気軽に！

京都府商工労働観光部ものづくり振興課 TEL 075-414-4851 URL <http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/i>

京都府知的財産総合サポートセンター（（一社）京都発明協会） TEL 075-315-8686

中小企業応援隊（商工会、商工会議所、京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会等）

元気印中小企業認定制度 〈京都府オリジナル〉

経営革新承認制度 〈全国制度〉

中小企業の皆さまが自社の強みを活かして、新商品・サービスの生産販売・提供等の新たな取り組みにチャレンジし、経営の向上を図るための計画づくりと実践を支援します。

- 5年以内の計画
- 「研究開発」から「新商品・サービスの生産販売・提供」まで幅広いチャレンジが可能
- 「付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）の伸びを目指す！

- 3～5年以内の計画
- 「新商品・サービスの生産販売・提供」など経営の向上を目指す！
3年計画：付加価値額9%以上、経常利益3%以上
5年計画：付加価値額15%以上、経常利益5%以上

◆認定のポイント

新規性 実現可能性 市場性・将来性

◆承認のポイント

具体性 新規性・独自性 目標の実現性

◆認定・承認による優遇制度

○資金支援 文化産業振興資金
・独自の技術等を活かして成長発展する資金を低利固定で融資し、積極的な事業展開を支援する制度

○不動産取得税の軽減措置
・研究開発事業用に取得する不動産について、不動産取得税を軽減。
（軽減率10分の9）

○融資
・日本政策金融公庫の低利融資
○販路開拓
・中小機構による販路開拓コーディネート
・中小企業総合展への優先出展
○減税
・特許料減免（審査請求料、特許料）ほか

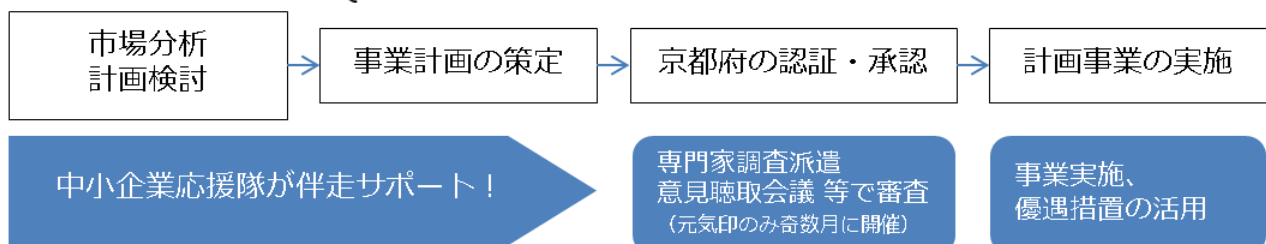
○広報支援 京都府等のHPで貴社を紹介するほか、その他の様々なツールでPRします。

○情報提供 メルマガ等での支援情報のリアルタイム提供

○販路開拓 チャレンジ・バイ
・認定製品を京都府庁が入札無しに購入可能（※購入を約束するものではありません）
・病院、社会福祉施設等の購入促進制度、京都府庁での率先購入による支援（平成27年度新規）

◆制度活用の流れ

「企業の森・産学の森」推進事業のⅡ・Ⅲコースの採択者は、元気印中小企業認定制度については、認定までの手続きを簡素化することができます。



お問い合わせ・ご相談は、お気軽に！
京都府商工労働観光部ものづくり振興課 TEL 075-414-4851 URL <http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/>
（公財）京都産業21 商業・サービス支援部 TEL 075-315-9090
中小企業応援隊（商工会、商工会議所、京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会等）